

## 職員（会計年度任用職員）の懲戒処分について

令和3年9月28日付で、以下のとおり懲戒処分を行いました。

### （事案の概要）

職員は、令和3年3月から令和3年7月までの間、当町が管理する公用車の給油カードを（7回 15,358円分）不正に使用し、自己所有の自動車へ給油を行っていたことが発覚した。

ガソリンスタンドからの給油の請求時に不明な点があり、令和3年7月から8月にかけて関係者に対して調査、聴き取りを行ったところ、職員による不正使用が判明した。

なお、職員から謝罪とともに始末書の提出があり、損害金については既に全額返還された。

### （該当職員）

所属：防災保全課

職名：町有地管理人

年齢：70歳代

性別：男性

### （処分の内容）

停職 3ヶ月

### （処分年月日）

令和3年9月28日